

平成25年第3回西郷村議会定例会

議事日程（6号）

平成25年10月7日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 金田裕二君に対する懲罰の件
- 日程第 2 発議第12号の撤回について
- 日程第 3 発議第13号の訂正について
- 日程第 4 発議第13号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 発議第14号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
- 日程第 6 放射能対策特別委員会中間報告
- 日程第 7 請願・陳情に対する委員長報告
文教厚生常任委員会
請願第 1号
陳情第 6号
総務常任委員会
陳情第 7号
- 追加日程第1 発議第15号 3年間2.5%の年金引き下げ計画を実施しないことを求める意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第16号 子ども・被災者支援法の幅広い適用と具体的な施策の実施を求める意見書の提出について
- 日程第 8 議員派遣の件
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第10 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第11 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第12 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第13 放射能対策特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 除染業務委託に関する調査特別委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第15 例月出納検査結果報告
- 日程第16 閉会

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
総務課主幹	鈴木茂和君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局長 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（鈴木宏始君） 日程に入るに先立ち、議長より諸般の報告をいたします。

本日、総務課長が都合により欠席するという通知がありました。本日は総務課主幹が出席しておりますので報告いたします。

◎金田裕二君に対する懲罰の件

○議長（鈴木宏始君） 日程第1、金田裕二君に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって金田裕二君の除斥を求めます。

（5番 金田裕二君 退席）

○議長（鈴木宏始君） なお、ここで懲罰特別委員会報告書を配付いたします。

◎休憩の宣言

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午前10時01分）

◎再開の宣言

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れなしと認めます。

本件について、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員会委員長、12番上田秀人君。

○懲罰特別委員長（上田秀人君） 12番です。委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された「金田裕二君に対する懲罰の件」は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきものと認める。

2 懲罰の種類及び内容

公開の場における陳謝。

3 理由

平成24年12月定例会において決定し、地方自治法第100条第9項に基づき告発した事件について、同議員は議決した議員の一員であるにもかかわらず、家族旅行村指定管理業務に関する調査特別委員会の結果、告発書及び検察庁の処分を誤認している。このため、発議第12号の提案理由において、議会に対し謝罪と名誉毀損、損害賠償を求めるなどして議会の品位を失墜させた。また、これらの根拠法

令に刑法230条の条文を掲げたこと等で、議会をたびたび混乱させるなどして貴重な会議時間を無駄に使用したことは、会期を延長させる根源となった。

さらに、会議規則第50条の規定により、発言はすべて議長の許可を得て行わなければならないが、同議員は許可を受けずに発言を行うほか、許されていない反問権を行使するなど、議員としてあるまじき行為に及んだことはまことに遺憾である。

以上のようなことから、地方自治法及び西郷村議会会議規則に抵触すると判断し、「公開の場における陳謝」を科すものである。

なお、公開の場における陳謝に当たり、委員会で作成した陳謝分を添えて報告いたします。

以上です。

先ほど、私、読み上げた中で間違えて読み上げてしまいました。

理由の、「平成24年12月定例会において決定し」と読みましたけれども、「議決し」と訂正をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 報告が終わりました。

金田裕二君から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。おはかりします。

（「議長、議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君、議事進行ですか。

○12番（上田秀人君） 12番。議事進行について発言させていただきたいと思いません。

私、今、特別委員会の報告を申し上げました。この特別委員会を10月3日に開催いたしました。その開催するに当たりまして、金田裕二君に対して委員会において弁明をする機会があるということを、議会事務局長を通じてご本人に連絡をさせていただきました。

これは本当に会議規則を読んでもいただければわかるように、本人から申し出がない限り弁明をする機会を与えなくてもいい話なんです。私は委員長として、議員の身分にもかかわるということで、本人に対して弁明をする機会がありますよということを事務局長を通じてお話をさせていただいたんですけれども、ご本人からの返答は、委員会では弁明をいたしませんと、本会議で弁明をしたいということのお答えがあったそうです。

そして、議長宛てに対して、「本会議における一身上の弁明について」ということで文書をいただきました。この文書を見る限り弁明を認めてしまえば、さらにこの議会を混乱させるのではないかという判断をするわけでございます。

そういった意味で、私は金田裕二君に対して弁明する機会を与えるべきではないというふうに考えて、議事進行といたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ただいま、金田裕二君の弁明を許可するか否かについて、おはかりをしたいと思いましたが、異議がありますのでここで挙手によって採決をしたいと

思います。

それでは、この申し出に、金田裕二君の弁明を許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手少数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手少数であります。

よって、金田裕二君に一身上の弁明を許可することは否決されました。

これから質疑を行います。

懲罰特別委員会委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。(不規則発言あり) 議事進行ですか。(不規則発言あり) 質疑ですか。終結の宣告をしたので議事進行発言であれば認めますけれども。(不規則発言あり) いいですか。(不規則発言あり) はい、それでは続行します。

これから討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより金田裕二君に対する懲罰の件の採決を行います。この採決は挙手により行います。

本件に対する委員長の報告は、金田裕二君に陳謝の懲罰を科すことです。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手多数)

○議長(鈴木宏始君) 挙手多数であります。

よって、金田裕二君に陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

金田裕二君の入場を許します。

(5番 金田裕二君 復席)

○議長(鈴木宏始君) 5番金田裕二君に懲罰を科します。

これから金田裕二君に陳謝をさせます。金田裕二君に陳謝文の朗読を命じます。

5番金田裕二君。

○5番(金田裕二君) 5番金田です。陳謝文を朗読させていただきます。

平成25年9月25日の本会議における発言について。

発議第12号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の審議において、提案理由に記載した「謝罪、名誉棄損及び損害賠償措置」の根拠法令を示せず議会を混乱させ、会期延長の元を作ってしまったことなど、議会の品位を失墜させました。

このことは、地方自治法及び西郷村議会会議規則に違反するもので、議場の秩序を守り、議会の品位を保持すべき議員の職責に鑑みて、地方自治法及び西郷村議会の会議規則など、私の不勉強から発したことで、誠に申し訳なく思います。

ここに深く反省し、今後発言に十分留意することをお約束して、心からお詫び申し

上げます。

平成25年10月7日

西郷村議会議員 金田裕二。

以上です。

文面にて読み違えたことを訂正させていただきます。下から5行目を「議員の職責に省みて」というふうに訂正をお願いします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） おはかりいたします。

金田裕二君に対する懲罰の件は、以上をもって終了したいと思います。これに賛成の方は挙手を願います。

（挙手多数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手多数であります。

よって、金田裕二君に対する懲罰の件は終了することに決定いたしました。これをもって金田裕二君に対する懲罰の件は終了いたします。

◎発議第12号の撤回について

○議長（鈴木宏始君） 日程第2、発議第12号の撤回についてを議題とします。

金田裕二君から、発議第12号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」撤回の理由の説明を求めます。

5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 発議第12号の撤回について。

平成25年9月25日付で提案した発議第12号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」について、下記の理由により撤回したいので西郷村議会会議規則第20条の規定により議会の許可を求めます。

理由。提案理由の一部について再精査を要するため、でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） おはかりします。

議題となっております発議第12号の撤回について、許可することにご異議ありませんか。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。今、金田裕二議員が発議第12号を撤回したいと、村長の給与等を増額するいわゆる条例改正案ですけれども、その一部精査する必要があるから撤回するという文言一言だけで、この議会本会議に上程した議案をさも簡単に撤回上程というのは私はあり得ないと思います。

そういう意味で、やはり議会がきちんと納得のできる撤回の理由をここで説明していただきたいと、そのように思います。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいまの懲罰決定を受け、私の出した、提出した議案についてさらなる慎重なる精査に努めるためにも、今般の発議第12号を撤回させていただく

ということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 本当にまことに申しわけないですが、例えば仲間同士が集まって話し合いをして、ああだこうだ、来月はどこかに遊びに行こうかということを決めて、急遽やめますというようなクラブ活動的なものでは、この本議会というのはいんです。

いわゆる西郷村議会というのは、憲法、そしてまた地方自治法、それで認められそして位置されて、その上で会議規則にのっとって、それで村の最高議決機関としての機能を果たしているわけでございます。

そういう中で、この発議第12号を撤回する上では、きちんと議員にも、また村民の方々にも、なぜ撤回する必要があるのかということを引きちんと説明する責任が私はあると思います。

そういう意味で、私たちも、また村民も理解できるようなこの撤回の理由について、金田議員からお示し願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 休憩を求めます。

○議長（鈴木宏始君） どのくらい。何分。

○5番（金田裕二君） 30分くらい。

○議長（鈴木宏始君） 30分。議運長お願いします。

ただいま、金田裕二君から30分程度休憩してほしいという申し出がありまして、このことについてお話をお聞きしましたが、いずれにしましても、もう少し的確な答弁をいただくためにも休憩をしたいと思います。

◎休憩の宣言

○議長（鈴木宏始君） これより、午前10時50分まで休憩いたします。

（午前10時22分）

◎再開の宣言

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時50分）

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君、発言ございますか。

5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 先ほどの、発議第12号の撤回についての理由の詳細を申し上げます。

理由書には、提案理由の一部について再精査を要するためという記載でございます。その一部について再精査を要するという内訳でございますが、発議第12号の提案理由において、議会に対し謝罪と名誉毀損、損害賠償を求めるなどとしてということのそういった不適切な表現であったかと思われるので、その点についてよく再精査をしなければならぬという意味でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ございませんか。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。提案理由の中の謝罪、名誉回復、そしてまた損害賠償の件について精査するということかと思えます。しかしこの謝罪文、陳謝文の中にあります、今回金田議員が読まれました「私の不勉強から発したことで、まことに申しわけなく思います」という文言があるんですが、まさにこの不勉強というところが根本的なものが抜けているんです。いわゆる村長の給与をまた元に戻せと、その理由は西郷観光株式会社に対する、いわゆるその問題、百条委員会で村長と須藤社長の発言が虚偽に当たるのではないかという問題で委員会から告発されたということで、その後金田議員がこのことを、要は告発された、いわゆる刈った芝草を焼却場の脇に持っていったのかどうかというだけの告発、単なるそれだけの告発が不起訴になっただけです。

ですから要は、その除草剤を買うと言って買わなかった、肥料をまくと言ってまかなかった、草を刈ると言って刈らなかった、草花を買うと言って買わなかった、そしてそれを買ったように見せかけて買いましたという虚偽の報告をして、そしてその費用をお金を全部また村から西郷観光株式会社がもらっただと。いわゆる嘘の報告書で申請をしてお金をもらったということについては、何ら不起訴になっていないんです。そのことを金田議員はこの提案理由の中でそれも含めて全部、無罪になったんだから村長の給与を元に戻そうと言っているんです。

ですから、今言われた話の中ですと、単なるその陳謝、名誉回復、それから損害賠償という3つの言葉だけがまずかったからそれを直すということで、根本的なことについて村民に間違っただ誤解を招くことを堂々とこの議会でやっている。だからこの懲罰委員会では金田議員は不勉強だということを言っているんじゃないですか。

もしもそのようなことがないのであれば、撤回を認めるわけにいかないです。

○議長（鈴木宏始君） 今の発言の中で、無罪という言葉があったんですけども、不起訴処分ですから。

○15番（佐藤富男君） 無罪ではなくて不起訴処分。しかし、いわゆる金田議員は不起訴だから全部が無罪になったというような解釈の中できているということなんです。それは大きな間違いだということなんです。間違っただことをやったから懲罰委員会でも不勉強ですよと言っているんです。この辺についてはいかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） ただいまの質疑において、そういったものも含めた再精査を勉強しなくてはならないのかなというふうにも思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） こんな問題で時間を浪費することは非常にもったいないです。ということは、再三、今、懲罰委員会にかけられときに議運の方もわかっているでしょうし、また八汐会の会長さんも当然これはわかっていると思うんです。ですから、

そういったことを精査というのではなくて、それは明らかに誤りなんですから誤りだというふうに言っていたかかないと村民の誤解を招きます。今でも後ろのほうで何か無罪だということのようで誤解されているようですから、あくまでも百条委員会が告発した部分は、単なる1町8反歩の芝草を刈ったやつを何年もその焼却場の脇に持っていったという、しかしそれほど1町8反歩の刈った芝草を集めてトラックで運んで、何年も置いておいたら、それはわずか1メートル四方でもちょこっと芝草がある程度ではないだろうということで、それは嘘じゃないのということで、単にそれだけの告発なんです。ほかのいわゆる一連の、例えば業務協定違反とか、そういったものも全部それは全く関係なく、それはまた別のものなんです。それを無理に金田議員と一緒にして全部それが不起訴だから全部無罪だというふうに、そういう文言によつたと、これが村民を惑わす大きな原因なんです。そのことを金田議員がきちんとそのようなことだと認めていただかない限りは、これはだめですね。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 先ほども申し上げましたように、そういったものも含めての精査という言葉は、再度もっと勉強して調査をなくてはならない、よく調べて物事を判断できるように精査をするという意味でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） まさにそのことを認めていないんです。認めないから再精査をするということですね。これはやはり今の陳謝文を読み上げましたけれども、全くその陳謝文は本人の心にもないことを言ったのではないかと私は疑問を持ちます。これは議運長、もしもそういうことで我々懲罰委員会できちんと精査をして、話し合いをしてきちんと結論が出たものに対して、金田議員は否定しているんです。認めないんです。この問題に陳謝はしたけれど認めない。これは問題ですから、問題発言なので、議会運営委員会でこの発言の問題について再度審議していただきたいと思っております。

議長において、よろしく申し上げます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま、15番佐藤富男君よりお聞きのような議運の要請がございました。これより午前11時15分まで休憩をして、その間に議会運営委員会の開催を要請いたします。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま休憩の間に議会運営委員会を開催していただきまして、できるだけ本来の日程に早く戻すべきだというふうなお話でございますが、そのため

にももうしばらく協議する時間が欲しいというふうなご発言もございましたので、議会運営委員会の答申としては30分程度休憩をしようというふうなことでございましたので、これより午前11時45分まで休憩いたします。

(午前11時16分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前11時45分)

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま30分の休憩をとって協議をしていただいておりますが、いま少し協議の時間が欲しいというふうな申し出がございましたので、1時まで休憩にしたいと思いますけれども、よろしいですか。（不規則発言あり）
ただいまより、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時46分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後1時00分)

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま、発議12号の撤回についていろいろ休憩をとって協議をしていただいておりますが、関係議員とか議運とかの議員が中心になって休議中も協議を続けていただいたようでありますけれども、まだそこでも若干詰める部分が残っているので、もう少し時間が欲しいというふうな申し出をいただきましたので、これより午後1時20分まで休憩いたします。どうぞよろしく願いいたします。

(午後1時01分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後1時20分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま、発議第12号の撤回についてを議題として話をしてみましたけれども、発議撤回の提案者である5番金田裕二君より発言を求めます。
5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 5番金田です。発議第12号の撤回の理由の詳細を申し上げます。
私が9月25日の本会議において、発議第12号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を提案いたしました。提案理由においてふさわしくない提案をしてしまいました。

その中で、特に提案理由として記としてある「議長はもちろんのこと、村議会として、被疑者とされた西郷村長と西郷観光株式会社代表取締役に対して、謝罪と名誉毀損及び損害賠償措置をとるべき」とした点は、地方自治法等第100条など、関連する法規をよく理解せずに申し上げてしまいました。

今回の不起訴についても、刈った芝を焼却場のそばに運んだということについての

偽証の告発であり、不起訴であるところを百条調査委員会が議会で報告した改善事項等についても、全て不起訴という誤解を与える発言をしてしまいましたことをおわびいたします。

以上のことから、発議第12号の撤回理由といたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ただいま、5番金田裕二君の発言についてご質疑等ございませんか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これはどういうことなんですか。議案を出すのに全てを理解もしないで出したんだということを言っていることは、ただ議会を混乱させるというその目的にしか過ぎないんじゃないですか。

それにもかかわらず、この内容をもっと精査してまた回答するからなんて、何言っているの一体。議会に議案を提案するということは、全て調査の上、結論はこうしなくてはならないからこうするんだという一つの信念を持って出すんじゃないありませんか。

ただこれ、議会をいたずらに混乱させようということにしか過ぎないんですよ。その責任の所在は明らかにしてくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 責任というのは先ほど撤回したという理由のそのとおりでございます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） その撤回したという理由には、提出者はこう言っているんですよ。その内容を精査しなければお答えできませんという、内容を全て精査して決まったから出したんですか、決まらないでただいいかげんなことで出したんですか。これどちらなんですか。それを説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。議事進行について。ただいま16番室井議員のほうからお話があった内容なんですけれども、これについてやはり議運の中で丁寧に調査をしながら進めたいと思いますので、議運の要請をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 12番、時間は。

○16番（室井清男君） 議運のほうでもって、明解になることがまとも次第開会するというのでひとつお願いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） ただいま12番上田秀人君より議運の開会の要請がございました。暫時休憩をして議運を要請したいと存じます。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後1時25分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1 時 3 3 分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま発議第 1 2 号の撤回について審議しておりますが、ここで 5 番金田裕二君より発言を求められておりますのでこれを許します。

5 番金田裕二君。

○5 番（金田裕二君） 本日は早朝より発議第 1 2 号の撤回に関して皆様に多大なる長時間にわたってご迷惑をかけておりますことを深くおわび申し上げます。

以上審議のほどをよろしくお取り計らいお願い申し上げて、陳謝といたします。

○議長（鈴木宏始君） そのほか質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認めます。

そのほかにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 2 号の撤回については許可することに決定しました。

◎発議第 1 3 号の訂正について

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第 3、発議第 1 3 号の訂正についてを議題にします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 訂正文を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

（午後 1 時 3 5 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 1 時 3 7 分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れなしと認めます。

提案者、6 番仁平喜代治君に説明を求めます。

6 番仁平喜代治君。

○6 番（仁平喜代治君） 6 番仁平です。

発議第 1 3 号の訂正について読み上げます。

平成 2 5 年 9 月 2 5 日付で提案した発議第 1 3 号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、下記のとおり訂正したので西郷村議会会議規則第 2 0 条の規定により議会の許可を求めます。

記。

附則第 4 項の追加規定中「平成 2 5 年 1 0 月 1 日」を「平成 2 5 年 1 1 月 1 日」に訂正し、附則中「平成 2 5 年 1 0 月 1 日」を「平成 2 5 年 1 1 月 1 日」に訂正する。

また、資料の新旧対照表についても同じく日付を訂正する。

訂正の理由。

会期延長となり一部改正の適用期日にそごが生じたため。
以上です。

○議長（鈴木宏始君） 説明が終わりました。

おはかりいたします。

発議第13号の訂正について、ただいま提案者から申し出のあったとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、発議第13号の訂正について申し出のとおり承認することに決定いたしました。

◎発議第13号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第4、発議第13号に対する質疑を許します。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。発議第13号について質疑します。

議会議員の報酬、期末手当、費用弁償に関することではありますが、10%報酬を削るんだと、そしてこれは時限でありますね。その根拠はどこから出してきたのか、まず伺います。

○議長（鈴木宏始君） 6番、提案者、仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 10%の根拠というのは、国でも今回地方交付税が減額される。この減額分を復興財源に充てるということで、国でも10%、県も10%、あと各町村も10%ないし5%となっております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ただいま10%だと。これは国家公務員の一般職が7.8%、地方の職員も準じて7.8%削減する。特別職は違うんです。それを混同してはいけないと思うんです。それで我が議会において、先般村長提案で職員の給与削減ということで議案が否決されました。私は賛成しましたけれども、これちょっと矛盾するようなんですけれども、この際ですから私ははっきり申し上げておきます。この地方議会議員の中でもいろいろございます。県議会議員から市町村の議会議員、その置かれている今の給与の実情を申し上げますと、仁平議員が今その理由として挙げた、そういうことでは決して現状は当てはまらない。我々は今、月額24万円の報酬をいただいております。それは手取り額ではございません。いろいろ引かれて20万円そこそこだと。これが果たして妥当かどうかという議論だと思います。

今回、議員が発議した理由なんです、国が下げたから、一般職も下げたから、特別職である議員も当然連動して下げなきゃいかんと。私はそれはそれである一定の説得力はあるかもしれませんが、しかしながら、この西郷村議会においては実情を申し上げれば、甚だ賛同できかねる。といいますのは、一般職と議員、一般職は給料、我々は報酬としていただいておりますが、非常に乖離がある。申し上げますと職員の皆さん

は、ベースアップというのは近年あまりなされない、しかし定期昇給というのは毎年あるわけです。議員は定期昇給もない、初当選の1期議員も我が議会において室井議員は10期ですけれども、条件は同じですから24万円なんです。私も6期在籍しておりますが、詳しく調べればわかりますが、20年間、実は全然議員報酬は上がっておりません。そうすると、一般職である職員の皆さんは毎年定期昇給で、どんどん差が開く一方です。それも一端です。

それから、我々の職務内容を申し上げますと、西郷の議会の場合は、実はほとんど常勤に近いような議会活動をしているわけです。大変な、年間にならずと特別委員会も相当ございますし、議員ご存じのように放射能特別委員会等いろいろ大変な日数で費やしているわけです。

はっきり申し上げますが、私は今の議員報酬、特に市町村、町村においては著しく、世の中の賃金体系から申し上げますと非常に低く抑えられている。私は今回の提案に限らず、非常に不満を持っておりました。その点について、乖離というか職員との開きがあったり、そしてまた、例えばですよ、職員の参事職、あるいは課長の最高俸ははっきり私はわかりませんが恐らく四、五十万円いっているでしょう。

そういうことに対して、この西郷村の最高議決機関の我々議員が、新卒の職員と大した差がないというようなことで、我々はできるだけ経費は少なくて運営されるべきだと思いますけれども、著しくそういう点で、今、地方の議会議員、特に町村議員は低い報酬で甘んじられている、こういう現状に対してどういうふうな考えを持っておられるのか伺います。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 私、議員の立場として議員の報酬がどうであるかと、そういうことはちょっと言いかねます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 仁平議員、ちょっと議員として言いかねますとか、これもまた先ほどの撤回した12号の発議と同じような、それなりの、私はもったきちんとした根拠のあるもので出してきたと思うけれども、全然違うんですね。

議会議員だから言いかねますと、そういう説明はちょっとおかしいんじゃないですか。では、どこに根拠があるんだと。私ほうがった見方をすれば、これは単なるパフォーマンスにしか思えないんです。議会議員は選挙で当然選ばれますから、この一つの大衆迎合、ポピュリズムに陥って、何でも議員はけしからん、給料多過ぎるんじゃないかと、そういった根拠のない、いわば格好いいところを見せて、選挙に有利にしようとして、そういった考えとしか思えませんね。

ですから、これは本当に議案としてこういうことを出してくるからには、もう少し我々を説得する、なるほどなというようなことで出していただかないと非常に困るわけです。根拠を示せといってもそれは言えないという。これもまた非常に議会を侮辱したことで、どうなんですかこれは。もう一回説明願います。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 根拠としては、冒頭に申し上げたとおり国も県も復興財源のために、そういう交付税も減額されるということで、その財政上、そういうところから国や県、また多くの町村の方もこの減額に対して可決されているところが多いです。そういうところで、我が村も給料の減額を提案した次第であります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） これは説明になっていないんですが、12号で村長の給与が今30%減額されている、それで5%から10%にするべきだと、これを撤回したんですよ。仁平さんの仲間の議員がです。これの片方は撤回した、これはとんでもない過失というか、そういうことで撤回したわけです。それは撤回する、この議会議員の報酬削減は撤回しないと、どう説明されるんですか。

それと、議員にお聞きしますが、ラスパイレス指数ということをご存じですか。（不規則発言あり）こういうことを提案するなら、当然そのくらい、ラスパイレス指数とかそういうことは基本ですからわかっていないとだめなんです。説明してください。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 詳しくはご存じありません。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） ラスパイレス指数もわからないでこういうことを、議案を出してくると、私は本当に情けないです。これは国家公務員100に対して地方職員がね、その比率ですよ。西郷村は恐らく国家公務員100とすれば、100近い90、100近いでしょうね、（不規則発言あり）超えていますか。そうすると、今職員は、西郷村の職員がですよ、国家公務員が仮に10万円とすれば、101%としたら10万円超えているわけでしょう。これはもう、昔の地方公務員だったら結構低かった。今は天下の国の国家公務員以上に報酬をもらっているんですよ。

そしてまた比較になりますが、我々町村議員というのは、これは会期もほとんど遜色ない日数をやっているわけです。西郷村議会なんていうものは大変でしょう。そして、付け加えるならば、我々は同じ物価の中で生活しているわけね。例えば、白河市の市議会議員は月額三十何万円もらっていました。私たちは24万円。同じ物価の中で過ごしている。

では、市の職員と西郷村の職員がそんなに差があるのかと、ほとんど差はないです。それはそれで結構です。私は何も問題だとは申しません。町村議員だけが非常に低く、何というのかな、低く抑えられているんです。それを我々は心の中では疑問だと感じつつも誰もやはりこういったときに言わないんです。それが変な、選挙民に叱られるのではないかと。でも、有権者もいろいろ言うんです。お前らそんな報酬でやっているのかと、いわば馬鹿にする人もいるんですけれども、私らは何も報酬だけが、そういうことで議員になったわけではないんですけれども、しかしながら、やはり我々の責任の大きさ、それから村の最高意思決定機関で議決機関で、それが何にもわからない学校出たての新卒で入った人と遜色ない報酬で、これは問題じゃないかと、私はそ

う思います。

そして、戻りますが、この議案のポイントたるそういう根拠のあることをお示しに
なれない、そして、こういう議案を出すからにはいろんなそういう給与の体系がどう
なんだということも、私はラスパイレス指数というの申し上げましたが、それすらも
ご存じないということは、本当に荒唐無稽、何ものでもないということでもありますの
で、これは撤回したほうがいいのではないですか。お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 撤回したらどうなんだと言われますが、発議として出した以上、
皆さんのご審議をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 出したからいいんだというようなことかもしれないけれども、
私はそういう質問にやはり答えられないような、私の質問に対して示せない、根拠を
何ら示されない、こういう噴飯物というかこういうことをよくも出せるなど、いい悪
いは別として、先ほどの12号の議案でもそうでしたけれども、非常にこれは要する
に選挙民に迎合したような、思い込みでしょうけれども、私は決してそうは思いませ
ん。

私はやはり少ないものは少ないんだと多いものは多いんだとそういう真っ当な議論
をしたいわけです。ところが提案者はそういう真っ当な議論ではなくて何の根拠も示
さない。ただこういったことを言えば、要は有権者に格好いだろうなど目的はそれ
だけでしょう。

こういうことがいろいろなところで行われると、やはり政治というのは非常にゆが
んでくるんですよ。この点どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） ちょっと答えに悩んでいます。ちょっと返答できないです。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 議長、先ほどもそうなんですけれども、ただその辺でお茶飲み
話ではないんです。何回も言うようなんですけれども。やはりきちんとした根拠に基づい
て、こういうふうなんだと、そういうことが示せるようなことで出してもらわないと、
審議のしようがないです。これはちょっと、どういうふうに取り扱うか、私もこれ以
上答えられないとどうしようもないです。議運にお取り計らいになって、ちょっとお
願いします。

○議長（鈴木宏始君） ただいま答弁ができないというお話もございましたので、ここで
議会運営委員会を開催して、協議していただきたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩をいたします。

（午後1時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午後2時12分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま、日程第4、発議第13号に対する質疑の途中でありますけれども、提案者の6番仁平喜代治君に議長より申し上げます。

答弁は誠実をお願いします。また、ただいま議会運営委員会でも協議していただきましたけれども、今の事例というか、今のようなご発言では、それ以上何とも申し上げる内容はないというふうな議運のお話でございますので、ただひたすら誠実に答弁をお願いしたいと議長からもお願いを申し上げます。

6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 大変失礼しました。先ほどの質疑の中でよく聞き取れなかったもので、答弁ができなかったのもう一度ご質疑いただければ、お願いします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 私の言ったことが聞き取れなかった、私は比較的声を大きくしゃべっているんだけど、同じことを言えと言っても、これは事務局のほうで会議録を起こしていただいて示してください。それ以外ないです、同じことをもう一回聞きたいというのなら。

○議長（鈴木宏始君） 今の14番後藤功君のすぐにテープを聞き直すと、これはちょっと技術的には無理だという事務局の話です。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 無理だというような……。もう1回同じことをしゃべらせるとは、私も大変なんです。ですから聞き取れなかったということは、私はあり得ないと思う。

提案者がなぜここにこういう議案を提出して、あらかじめ、だったら最初から私に申しつければいいんです。私はちょっと耳が遠いもので、はっきりゆっくりしゃべってくださいとか、そういうこともなくて結果的にわからないといったら、私は非常に言いわけというかそういうことでやっているんだなとしか思えません。そして一度しゃべったことは私は二度としゃべりませんから。そういうことでよろしくをお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 質疑の中ではこの発言に対してどういう理由で出したのかと、提案理由ですね。これは先ほども述べましたが、各市町村でも特別職や一般職員、あとは議員と、我が村では教育長も議案第67号で10%の削減がなされております。

そういうことで職員も議員も一体となってこの復興のために私たちも、よく国会で身を切る政策と申しておりますが、私たちもそのように他町村を見習って、そしてやるべきではないかなということで、提案理由としました。ご理解願います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 我が西郷村は世間並みというか政令指定都市や県議会、あるいは市の議員の皆さんとそれに準ずるぐらいの報酬をいただいているなら、私も足並みをそろえるということもやぶさかではないと思います。

しかしながら、この町村議員は著しく低い報酬で抑えられているんですよ。それを一緒にこの際合わせるべきだとか、そういうことには私はならないと思うんです。それで今、復興を支援するいわば原資なんだと。それでも、国も片手落ちの面がいろいろあるんです。消費税増税をしておきながら今度は別なほうに手厚く、企業に今度は復興増税の税金をやめるんだと、そういうこともやりました。いろいろ税金の使われ方が非常に納得できないと。それで我々に押し付けてきたと。しかし私はこれはとんでもない話だと。

それで提案者にお聞きしますが、県内の市町村で特別職、議会議員のこの一般職の削減に連動して県内の市町村で削減した議会は何例ありますか。お示してください。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 白河市では市長が10%、副市長10%、教育長も10%、矢吹町では首長が5%、副首長が5%、教育長も5%で、中島村は長が20%、副首長が（不規則発言あり）……県内ですか。議会議員ね。

県内では、わかっているところは白河市、矢吹町、中島村、泉崎村、棚倉町、塙町、矢祭町、鮫川村、この範囲です。

決まっているのが、白河市が議員で8%、矢吹町では5%です。あと中島村5%、泉崎村はもともと10%削減しております。

以上です。

（不規則発言あり）すみません、資料ございませんので。休議させていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 一々細かいことを言ったら切りがないんですけれども、西郷村議会の場合は村長提案の職員の削減を否決しました。恐らく提案者は賛成で可決されるだろうと、皆さんのグループはそういうあれでやってきましたから。それで、議員も歩調を合わせようと恐らくそういう面もあったんでしょう。

それと、会報に反対した人は誰だとそういう書くための、私はそう思います。そういう議論になると、物事の本質的な議論ができなくなっちゃうんです。私はこの世の中の議会議員としての職責の重みと生活するにはどのくらいが適当なのかとか、いたずらに議員だけが低報酬に甘んじてさせるんだと、一部にはそういう風潮があるんですが、私は決してそれにくみしません。

正当な、はやり一生懸命やるためには我々は毎日毎日が議会活動です。ほかの職業を一生懸命やって、片手間にやっているわけではないです。特別委員会を設立したときだって、これは大変な作業なんです。

我々が訴訟を弁護士にお願いしたらどうなんですか、まず着手金として10%取られます。恐らく、特別委員会のこの仕事を弁護士事務所に丸投げしたら何百万円も請求するでしょう。そのくらいの我々はスタッフも持たないでやっているわけです。

真面目に考えれば考えるほど、私はきちんとした、せめて世間並みのそういう報酬は出してしかるべきだというスタンスに立つわけです。それを片手間に、ただ議員バッジをつけて箔をつけるなんて、中にはそういうよこしまな人もいるかもしれない。

そういうことによって立ついかげんなことでは、やはり真面目に一番世の中を決める重要な職責を持っている人が思ったら、そんなことではだめだと。

ですから、議員提案者が言っているような何の根拠というか、ただよそがやったからうちらもやらなきゃならないという類いの話では、私は到底納得するものではないんです。

ですから、その辺もう少し提案者はいろいろなあらゆる角度から物事をきちんと考えておっしゃっているのか、ただ世の中の斜めに考える人たちの、そういったことを殊さら針小棒大に受け止めて、これを格好よく一つの、私に言わせればパフォーマンスとしてね、こういう議場に出してくるの、その辺なんですよ。

その辺の私はきちんとした根拠を示してくださいと先ほどから申し上げている。その辺どうですか、もう一回。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） そのことを、話をまとめるためにちょっとお時間をいただいて協議したいと思いますので、よろしくお願いします。休議をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 16番、室井清男君。

○16番（室井清男君） 議事進行について議長に申し上げます。

これは、提出者は一つの議案を提案する以上においては、全ての資料、全ての問題等に取り組んで、そして結論を出した上で提案されるべきなんです。それを質問者から質問されたその時点でもって、休議いただいて、誰かと相談しなければ答弁できないなんていうような議案だったならば、これは当然提出者はその時点において取り下げるべきなんです。議長からその点をはっきりと提出者に申し上げていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ただいま、16番室井清男君より発言がありましたが、いずれにしても賛成者もいる動議でありますので、これを、いかがでしょうか20分くらい、賛成者とお話をなさってどのように今後答弁を続けられるのか、どういうふうにお考えになれるのか、その辺のご相談をなさってはいかがですか。

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 15番。議事進行なんですけど、午前10時から始まって本当に時間の浪費というか、無駄な時間を過ごしています。そして今のお話を聞いていますと、後藤議員の質疑に対して時間をくれということでございますが、こんなことを繰り返していたら恐らく、後藤議員の質疑に対してまた時間をくれと、議論にならないです。審議にならないと思うんです。

やはり、時間の関係もありますから、ここは続行して答弁者はわからないものはわからないと、知らないのは知らないということで恥をかきますけれども、これを言っていて、前に進めないと、これではとても夜中の12時までかかっても終わらないです。

できればこのまま続行して、きちんと答弁者も責任持ってその辺のご発言をしてい

ただきたいなと思います。私は続行していただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） はいわかりました。ちょっと待ってください。ちょっと議運長お願いします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩します。

（午後 2 時 3 0 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 2 時 3 2 分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより、午後 2 時 5 0 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 3 2 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 2 時 5 0 分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま、日程第 4、発議第 1 3 号に対する質疑の途中であります。

提案者の 6 番仁平喜代治君に申し上げますが、先ほどもお願い申し上げましたけれども、質疑に対する答弁は誠意を持って誠実に行っていただきたいと思います。

それでは、発言を許します。

提案者、6 番仁平喜代治君。

○6 番（仁平喜代治君） 提案の根拠ですが、25 日に発議を出しました、その中に提案理由として西郷村職員及び特別職の給与減額改正条例が提出されたのです。このことは、このたび東日本大震災及び放射能対策に伴う必要経費の増大に伴う緊急的な処置であると考えております。被災を受けた岩手、宮城、福島各県はもちろんのこと、県内の多くの地方自治体では既に本条例を可決し実施しております。本村といたしましても、議員特別職、教育長、一般職員が一体となって取り組むべきと考えていますのでこのようなことで、さらにいろいろな被災地でも皆やっておりますし、各県がこのことに対して取り組んでおりますので、私たちも本当にみんなと一緒に汗を流す、そういう気持ちで提案をいたしました。

○議長（鈴木宏始君） 14 番後藤功君。

○14 番（後藤 功君） 提案者が今述べられましたが、みんながやっているからなんて、そんな……みんながやっているなら何でもまねするのかと。私はそもそも、さっき申し上げたとおり町村議員の場合は著しく報酬が安いんだと、私はいろんなところで申し上げているけれども、職員の皆さんは当たり前全国平均またはそれ以上ぐらいもらっている。これはいたし方ない、このぐらいは甘んじて受けなくてはならないだろう。

しかしながら、要はですよ、例えて比較するのはちょっと変かもしれないけれども、

要するに低所得者は税金かけるでも何でも免除するとかいろいろなことがあります。生活保護の人はみんな医療費から家賃からみんな免除だと。この議会議員はそれと同じだとは申しませんが、しかしながら、行政の日本の統治機構、議会、いろいろな公務員制度の中で町村議員だけがいまだにどういうわけか、そういう低い地位に甘んじられていると。そこが問題なんです。私はそれを一緒くたに、十分なところと一緒にするのはおかしいのではないかと。そういうことで言ったら、本当にくそみそ一緒でどこに問題があるということも全然わけわからなくなってしまうと、私は恐らくそういうことは、住民の皆さんは議員も当たり前の世間の相場並みにもらっているんだと思っています。

しかし、この機会ですから私は言いますが、本当にぎりぎりのことでやっているんだと。それからは現状を思えばこれは今回提案者が言うようなことは決して当たらないと。

皆さんふだん行政改革とかそういうことに対して何をおっしゃっているかと。いわば提案者の議員もそういうことは、私は一切聞いた覚えがないんです。皆で分かち合うとかいろいろな国難であると、そういう観点から言うんだったら、ふだんからこの行革とか無駄なことはやめようとか、いろいろなそういうさまざまなこの行政の金の使い道とかそういうことで、積極的に申されたことがないんです。いたずらに世間受けするというかそういうことに、パフォーマンス的に議会議員の微々たることで下げたんだからと、私はそういう議論はどうなのかなと、もう少しふだんから我々は行政のお目付役としてきちんと予算をどういうふうに使って、本当に有効に使っているかと、住民のためになっているのかと。

私は先般の特別委員会でキョロロン村の経営に対して大変ずさんなことをやっている。そういうことでも提案者議員、ここに名を連ねている賛同者は何ら問題視しない。そして、前段の先ほどの議論にもありました。問題ないのかと、最後はいろいろ話をつきましたが、そういうことをやはりきちんとふだんからなされた上で、こういう提案をやってほしい。ただ、住民受けするという考えているかもしれないと、全く私は筋が違うと。この点どうですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） ご答弁させていただきます。

決してパフォーマンス的な発議ではございません。先ほどから言っているように被災者の方も誰も余裕がある人はありません。みんなが苦労の中からお互いに痛みを分かち合って、そしてやっていくことが大切かなと思います。

そういうことで期間も5か月間であります。永久ではありませんので。そういうところから少しみんなが我慢をして、みんなと肩をそろえて、そして足並みをそろえてやるべきかなというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） みんなと足並みそろえるとか、国がやったから私たち議員もそれに倣うと、これは聞こえはいいです。そうだ、そうだと恐らくそうなるでしょう。

しかし、それに至るいろいろな根拠を示せと言っても何ら具体的な、今の議員報酬は低いのか高いのかとか、先ほど根拠を示せと言ったが何ら根拠も示せなかった。ただみんながそうやっているからだ。私はそこに問題があるんだと。

個々の町村議員というのは、ただいまはこういう現状ですよ。それが国会議員の月額123万円ですか、文書交通費100万円、年に1億円かかるんだと。それに比べたら我々は本当にささやかなことでやっているわけです。目を転じれば県議会もそうです。東京都政令指定都市でも、僭越ながら言っておきますが、東京都の場合は政務調査費が月額70万円です。それもいろいろ問題があるんでしょうけれども、私はわかりません、いいとも悪いとも申しません。

しかしながら、議会活動というのはある意味ではそういういろいろな経費がかかるんです。西郷村も少なからず政務調査費をいただいております。しかしながら、本当にそういういろいろな経費がかかるといった状況の中で、ただ国がこうだからとかそういう根拠薄弱な、また、我々の置かれている著しく報酬が低いということでは、とてもではないが議員が提案することには、いささか私は、いささかどころではない、まるっきり理解できません。

この議論をいつまでやっても平行線でしょう。私は反対すればいいんですからね。

これ以上の答弁を期待してもらちが明きませんので、私はこれで終わります。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 提出者にお伺いいたします。

この議案を出すのには、西白河郡関係で議員報酬審議会というものができていますが、そういう審議会の意向などを聞いた上でこれを出されたんでしょうか。そこをお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 聞いておりません。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、提出者は聞いておりませんということですが、これは議員報酬審議会というものが、大抵は市町村関係のバランスをとった上で決めておくわけなんです。では、先ほど来から提出者が答弁されるように、どこそこは何%、どこそこは何%という数字を出されましたが、その数字を出された市町村の現行の報酬というのはどのくらいになっていますか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 資料がございませんので答弁できません。必要ならば資料を求めます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、提出者から資料がないということを申されたんですが、そういう資料に基づいてここに議案が提出されたのではないですか。もし、その資料があるなら、その資料を出していただきます。

- 議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。
- 6番（仁平喜代治君） 今話したところ、資料が準備できないということですのでご了解願います。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） ただいま、提出者から今のところ準備できないというようなお話なんです、議案としてここに出される以上においては、そういう資料から検討されたんじゃないですか。検討されないとするならば、この提出した議案はインチキ議案なんですか。はっきりしてください。
- 議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。
- 6番（仁平喜代治君） 別にインチキでも何でもありません。一応調査の上、提出いたしました。
- 議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。
- 16番（室井清男君） 提出者に申し上げますが、ここに議案として出されたんですよ。議案として。その議案として出す以上においては、その裏づけになるのは、あらゆる面から検討された上で出てこなければ出せないはずなんです。それをただ、いいあんばいに適当に書いて出したことはインチキ文書ではないですか。何の資料に基づいて提案したんですか。それではそこのところ説明してください。こういう資料の上でこうだから、ただ国の財政状況がこうだからとかどうかということは、こんなのは理屈にならないんです。はっきり申し上げますか。
- その地方において議員活動というものはさまざまなんです。この間、我々が何とか原発問題で賠償させなくちゃならない、時効が来る、その時効を何とかして切んなくちゃならないという行動を起こしたときに、我々は東京中を駆けずり回ってそういうことをやってきたんじゃないですか。提出者はそのときには行かなかったでしょう。提出者のグループは何人か行かなかったでしょう。行かなかったんだったら、その分だけだって、提出者のほうは下げるべきなんだよ、提出者は。行ったほうはそれだけの苦勞をしてきて、それだけ上げているんだから、上げるべきなんです。
- この間も申し上げましたように、職員の給与を下げるんだと言ったときにですよ、西郷村の職員は特別なんです。西郷村の職員が骨を折って、最後の4万円というやつ、これは線引きされた西郷からずっと矢祭の向こうのほうまでいっていると思うんです。そこにきた、そのあたりの4万円というやつは金額にしたらどのくらいの額になっていきますか。
- そういう活動に西郷村の議員はやっているんですよ。ほかの矢吹、白河市はあれだけの財政抱えてやっていますか。どこもやっていないんです。そういう活動をこれからやらなくちゃならないんです、西郷、今この時効が成立したならば。子どもたちの健康も危ぶまれているようなところに追い込まれるじゃないですか。
- これは何としても国なり、東電なりにこの責任は負ってもらえなくなるんですよ。そのときに議会が活動しなかったら誰がやるんです。村長がやるんですか、今まで村長がやった試しが何回あるんですか。

それを説明してくださいよ。

○議長（鈴木宏始君） 16番、この発議第13号の議題内でおさめてください。（不規則発言あり）

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） その地方、その地方の議員の活動状況、立場、そういうのがたくさんあるんですよ。それに従ってどこそこはこのくらいの報酬、どこそこはこのくらいの報酬ということ、その方々の審議会の中で審議されて、そこで基本的なものを出しているんです。それを提出者はこの議案を出すのに何の参考にもしないということはどういうことなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） この提出に当たっては、なぜそういう何%とかそういうのを出したのかというのは、これは近隣市町と合わせて同等のパーセントに合わせてました。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 近隣市町村のパーセントに合わせて提出したんだと、提出者が申されているんですが、それでは今提出者が持っているだけの、この議案をつくるのに持っているだけの資料があったら、ここに資料として出してください。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、私が提出者に言っていることがわからないんですか。どうなんですか。この議案をつくるのに参考資料にした資料は何なんですか、それを審議の資料として出してくださいというのに、出せないという話はないですよ。その資料を持っているからここに議案を出せたんでしょ。持っていなくて出したんですか、これ。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） はい、ありません。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） そういう資料も何もなくて出された議案だから、インチキ議案だと言っているんですよ。正当な議案だったら、その提出された議案の裏づけはこういうものがありますということを出せるのではないですか。正しい議案ならば、それを何も持っていないで、ただいいかげんに書いた議案にしかすぎないんじゃないですか。それを議会でもって、それを信用しろということ、議決しろということは一体何を言っているんですか。提出者は議会のルールがわからないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 私は臆測や何かで物事をやっているわけではございません。今、民主主義議会ということにお互いがそれぞれの主張をし合いながら、審議していく、それが議会であるかなと。いいかげんなことはやっていません。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、提出者が、臆測や何かでは出したのではありませんというんだっただらば、その関係資料があるはずですよ。その関係資料を出してください。そ

の関係資料がないということは、臆測にしかすぎないのではないですか。出してくださいよ。出せこら。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） ですから、資料は各市町村で出している、白河8%とか矢吹は5%とかそういう例にのって、そしてそれを参考に出しました。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 各市町村でやっていることを例にして出したとは言っただけけれども、その各市町村で出した例に基づいてこの議案が出されたと言ったら、その資料を出してください。それだけで信用できるかできないか。

各市町村はみんなこの議員報酬は一律ではないんですよ。その市町村によって高い低いがあるんですから。それらも含めて出してくださいと言っているのに、出せない、出せないということは、どういうことなんですか。何もそれを参考にして出していないから出せないんでしょう。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 各市町村の議員報酬のそういう表は持っていません。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、提出者は持っていませんということを言っているんですが、持っていなかったら何の資料も検討しないで、ただここにそれだけの議案を書いたという、それだけにしかすぎないのですが、それでいいんですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 先ほどから言っているとおり、各町村のそういう表を見ながらそれに合わせた次第でございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 提出者、同じこと何回も何回も言わせないでくださいよ。そういうものを見本にしてやったんだというならば、当然その方々その方々の議員報酬が載っているはずですよ。載っているから高いところは下げるパーセンテージも多いでしょうし、載っていないところは低いんですよ。そういうところも検討されなくて、ただ、こういうふうに議案だけが出されたということにしかすぎないんじゃないですか。どうなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） さっきから言っているとおり、他町村の議員の報酬表とかはありません。さっきから言っているように、こういう例を持って出しました。よその町村とも肩をそろえる、肩を並べて一緒に頑張ろうということで発議しました。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 何にも裏づけとなる資料も検討しないで、こういう議案を出すということは議会に対して申しわけないと思わないんですか。議会の皆さんは、議会は神聖なものである、神聖なものであるから慎重に審議しなくてはならないという。慎重に審議するには、きめ細かな算定資料というものがあってしかるべきなんです。

よ。それを何も持ち合わせないということとは一体どういうことなんですか。提出者として。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） まことに申しわけございません。勉強不足でそういう資料をそろえられなかったということに対しておわび申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、提出者が言われるように、まことに申しわけありませんということで、この議会で審議するわけにいかないんですよ。そういう状況の議案だったら、提出者みずからこの議案をを取り下げるべきじゃないですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 冒頭から申し上げているように、やはり各町村も被災された県もみんな一緒になって頑張っております。そういうところでパフォーマンスでも何でもありません、本当に自分たちも汗を流す、そういう活動をしなければならないと思います。

ですから、撤回はありません。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 関係市町村の皆さんとともに汗を流しているんだというんだっただらば、これは当然関係市町村のことは全部わかっていなくてはならないですよ。それをわからないというからおかしいんですよ。本来なら、どこそこの市町村は報酬ほどのくらいで、何%下がっているか、ということくらいは提出者はいつも頭の中に入れておくべきじゃないですか。それを考えていないということは、何ですか、それは。

我々はおもしろずくでここへ集まっているわけではないですよ。提出者のために集まっているのではないですよ。出された議案を正しく慎重に審議するがためにこうしてやっているんじゃないですか。それに対して、議員を侮辱するようなそんなふうな中でもって出された議案を正当な議案なんだなんということを決めつけている提出者がおかしいのではないですか。

それだから、こんな議案を出すんだったら出さないほうがいいのだから取り下げなさいということ。そいつを今言っているんじゃないですか。それもできない、ただいいかげんな漫画みたいな議案をここでもって審議するといっても何で審議できるんですか。審議できるんだったら、審議できるような資料をそろえて出してください。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 決して議会を軽視しているわけでもありませんし、議員の皆さんを侮辱しているわけでもございません。ですから真剣にやはり自分が取り組んできたことは遂行すべきものと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これは同じことを何回言わせる気なんですか。今提出者がそこで述べられたような形の中で、この議案が出されるとするならば、この議案を決める以上においては、こういう資料を裏づけとして決めましたと。それだから、十分この

資料から検討してくださいと、資料を出して言わなくちゃなんないんじゃないですか。それを何の資料も出さない、ただ一般的に何%、何%というから、そのくらいでいいだろうなんていうような状況の中でこんな議案を出されるなんていうことは、議会を侮辱していることなんですよ。そうじゃありませんか。本当に慎重にこの議案を審議して、通してもらいたいという気持ちの中で出されるなら、もっともっと突っ込んだところまで資料という裏づけがなくちゃならないです。何もないんだよ。あるのはただ握り拳だけなの。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩いたします。

（午後3時25分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時25分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま、日程第4、発議第13号に対する質疑の途中であります。16番室井清男君の質疑に対する答弁を求めます。

提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） ただいま資料請求のお話でしたが、今、ちょっと賛同議員の人たちと相談をして、その資料をまとめたいと思います。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 結局、16番に申し上げますが、16番の質疑で裏づけとなる資料を提出しろというお話しでしたが、提案者のほうではそのおっしゃるような資料は出せないということなので、それを踏まえてそのまま質疑を進めていただくか、議長としても何とも方法がないですね。

○16番（室井清男君） 出せないという理由は何なんですか。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） なくて出せないとすれば、何の資料も、どんなことも、裏づけに何一つもとらないでつくられた議案書は、これは議案書としての価値がないんです。そうした場合には提出者は、そういうものがないのでこの議案を取り下げしますということをしてここで取り下げにしたほうがよっぽど提出者の勝ちなんです。

それを何の裏づけもない、いいかげんなインチキ資料を出して、これをこの議会において審議しろってことをやればやるほど、提出者の信用は下がっていくんです。わかりますかそこのところ。

だから、ここでもって提出をするまでにはこういう資料を検討しまして、こういうことになっているんですって出したその裏づけがあるかないかで、この議案の価値というものがそこで決まるんです。だからそれが無いとするならば、何もここで素直に提出者がこの件についてはそういう資料がありませんということをするならば、当然この議案は取り下げしますと言ったほうが、これ一言で決まっちゃうんじゃないですか、どうですかその辺。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） この発議を取り下げろということですが、私は皆さんと協議してやってまいりましたので、このことについては取り下げはいたしません。

以上。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 今、私は提出者から出された議案というものが何の裏づけもないということには、これはインチキ文書にすぎないとしか、今考えていないんです。何の裏づけもないのに、ただいいあんばいを書いてくるやつを出したというだけにしかすぎないですよ。

それを盾にとって、この本会議で審議しようというほうはこれは議会を侮辱していることに値するんです。そういうことに値させたくないから、ここでもってそういう裏づけのないこの議案書なのだから、これは提出者として取り下げしますとここで一言言ったら、何にもないですよ。どうですか、それもできないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） できません。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） できないということはどういうことなんですか、これ。何回も何回も同じこと言わせて。明日まで私に同じこと言わせる気なんですか。ちゃんとみんなでこの議案を議案としてこの議会で審議してほしいというならば、この議案をつくるには、こういう資料と、こういう資料と、こういうことがございますと。そのほかに質疑されたことに対しては、こういうことですよということを言われるじゃないですか。それを言わないでいいかげんなことをこの議会で審議しろということじゃないですか。こんな馬鹿なこと議会はできませんよ、こんなことは。それをやればやるほど提出者の信用というものがなくなっていくんです。そいつをなくならせたくないから、ここでもって、この議案は取り下げしますと一言言ったらば、それで一件落着でこれで決まっちゃうんです。あと審議する余地はないんですから。わからないですかそれくらいのこと。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 先ほど申し上げましたように、皆さんと一緒に同意者と、お話ししながら協議しながら決めてきたもので、撤回する気持ちはございません。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 撤回する気持ちはありませんということは、私はその裏の裏まで知っているんです。その裏はどういう考え方を持っているんですか。提出者として、この裏の考え方をここで示してください。どうなんですその辺。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） それは皆さんのご判断にお任せします。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 提出者は何にもわからないんですか、そういうこと。何もわからなくてこれだけの議案提出しているんですか。そのくらい裏の裏まで私は知ってい

るから、ここでもって提出者は取り下げたほうがいいですよということを言っているんだよ。それを提出しなければ、その裏の裏でもって次の問題が出てくるんですよ。それわかっていますか。それをわからないで提出しているなら、提出者もここから（聞きとり不能）。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 裏の裏までわかっているとはどういうことなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） これはその裏の裏までわかんないということは、この議案を出したことは、議員としての発案権というものを盾にとって出したのではないですか。その発案権に基づいて出した議案がこういうインチキ文書だったということが村民に認められていいんですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） インチキでも何でもございませぬ。ちゃんと条例に沿って出してあります。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 何回同じこと、インチキでも何でもないと言うなら、この議案書に対する裏づけとなる資料をここに出しなさいということを行っているんですから、それも出せないでインチキ文書でも何でもないと、何を言っているのこれ。

こんなことでこの議会が、神聖なる議会がこれでいいんですか。我々はこの議会は、神聖なる議会だから議案というものは慎重に取り扱わなければならない。慎重に取り扱うには慎重に審議しなくてはならない。それがなくて慎重審議の結果なんていうけれども、これは言えないんですよ。

これは恐らくこの議案を出したらば、慎重審議の結果こういう議案を出しましたと言いたいところでしょう。慎重審議というものは、あらゆる資料を参考にしてつくられた、そしてあらゆる議論を参考にしてつくられた、それが慎重審議というものなんですよ。

それを何にもない、何にもない、出せない、資料なんかないんだと。ここに適當なことを提出者は書いて出したというようにとられるのは当たり前ですよ。

議長、とてもあの、こういう議案で慎重な審議なんていうことはできませんから、この議案は正当な理由のある議案であるということで、我々とても認められませんので、これは議運の中でいま一度この議案が正当な議案であるということが認められるか認められないかということで、議運の中で再検討することをお願いいたしまして、私の（聞きとり不能）だった質疑を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君に申し上げますが、先ほども同じ件で議会運営委員会におはかりを申し上げました。ただし、提案者に対してどうしろとか、こうしろとかというふうなことは、その状況の中では言えないというふうな、一にかかって提案者のご意志だというふうなことでございますので、またこれで議運にかけても同じようなお答えをいただくしかないんじゃないかと議長は判断しますので、このまま

質疑を続けたいと思いますけれども、いかがでしょうかね。

そのほか質疑ありませんか。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 1 番、鈴木勝久。

発議第 1 3 号について質疑を申し上げます。

私は反対の立場で質疑いたします。

○議長（鈴木宏始君） 質疑は賛成、反対ないんです。

○1 番（鈴木勝久君） そうですか。失礼いたしました。

ただいまのは取り消しいたします。

ただいま、提案者の仁平喜代治議員の話を聞いていますと、足並みをそろえてとかみんな一緒という言葉が連呼されておりました。私がこれは一番嫌いな言葉でして、今まで地方自治というのは、国の言うことを恐れて、政策を委任事務というか、言われたことをずっとやってきましたよね。

ただ、2000年になって地方分権が出てきました。各自治体の裁量によって各自治体の自己判断によって、自己責任によって執行されるようになってきました。その部分で今、隣の村が減額しているからとか、他町村が同じくやっているからと、この論法でいきますと全てそうになってきちゃっているんですよ。だから私が嫌いなのは踏襲的とか総花的とか、そういう部分で今までこういう地方自治が、自治体が流れてきた嫌いがあります。

ただ、この2年半におきまして、原発事故が起きてから私たちは非常に、仁平議員もご一緒ですけども、あの原発事故に対して大変一生懸命活動なさって、国に行ったり、放射能対策委員会を立ち上げてから、いろいろな活動をしてきたと思うんです。それは仁平議員も一緒に、ずっとやってこられたと思います。

そういう私たち自治体でも議会でもそのようにすばらしく活動なさってきました。そのほうは抜きにして形だけは他の町村をまねすると、踏襲すると。そういう部分で私はすごく違和感を感じたわけですけども、ですから私たちも本来ですと、提案理由に書いてありますね、放射能対策に伴う必要経費の増大とありますけれども、私たちも被害者であり、私たちこの議会はこのために相当の時間を費やしました。放射能に関しても相当な時間、研究とかいろいろ資料を調べたり、何百時間、もしかしたら何千時間となる時間をこれに費やしてきております。それだけ議会は一生懸命、特に西郷村議会は一生懸命この問題について取り組んでまいりました。

ですから、他町村と足並みをそろえてとか言うておりますけれども、ここが問題なんですけれども、一体となって汗を流すという発言をされましたが、減額ってただ金を減らすだけなんですよね。それだったら私はもっと知恵を出して西郷村民の福祉の向上のためにもっと知恵を出して、本当に汗を流して村民のために働くべきだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6 番仁平喜代治君。

○6 番（仁平喜代治君） 1 番議員のおっしゃっていることはよく理解されますが、私た

ちも本当に放射能問題も真剣に同僚議員といろいろ協議したり話したりしております。そういう中で、本当に今、交付税も減額されて、そしてその復興のための財政的なことはどうするんだと、それをお互いが報酬の減額からそういう財源に充てていくというふうな趣旨でやっておりますので、本当にやはり周りのお互いの町村とも肩を並べなければならぬと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） これからの議会は今まで議員を減らすとか、議員報酬を減らすとか量的な部分で議論されてきました。これは村民に訴えるとき簡単なんですよ。でも私たちはこれから質のほう、内容でカバーしていこうとそういうほうが重要じゃないかと思うんです。

ですから、今回またいろいろ第二弾として、今原発の損害賠償の中断というかをやっていますよね。だからそういう方向にもっとエネルギーというか知恵を使って活動していけばいいんじゃないかと思っているんですけれども、そっちのほうの提案をもしよかったら仁平議員にさせていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6 番仁平喜代治君。

○6 番（仁平喜代治君） 検討していきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 我々議員同士でこのように外から見られるといがみ合い的な方向で見られがちですけれども、議員はお互いに主張はして、まとめるところはまとめて討論というか、活発にしていってどこかに落ちついて、お互いに協力してこれからも議員活動を私も一人として協力しながら活動をしていきたいと思っておりますので、仁平議員もその辺のところよろしく願いして、私の質疑いたします。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

1 5 番佐藤富男君。

○1 5 番（佐藤富男君） 1 5 番。発議第 1 3 号についてまず質疑いたしますが、最初に、先ほど後藤功議員の質疑の中で、交付税が 1 0 %削減されたというお話でございますが、具体的にちょっとその内容についてお知らせ願います。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1 5 番佐藤富男君。

○1 5 番（佐藤富男君） 先ほど、後藤功議員の最初の質疑の中で 1 0 %になる根拠は何だという質疑の中で、答弁者は地方交付税が 1 0 %削減されたことにもよるし、という話もありましたので、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6 番仁平喜代治君。

○6 番（仁平喜代治君） すみません、それは間違いですので 1 0 %というのは訂正させていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 1 5 番佐藤富男君。

○1 5 番（佐藤富男君） それでは今、1 番議員がお話し、質疑した中でも交付税が削減されたというお話がありました。この削減された交付税というのはどのような性格の

交付税なんでしょうか。

- 議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。
- 6番（仁平喜代治君） 地方交付税だと思います。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） その地方交付税が削減されたというのであれば、平成何年から何%削減されたのかということと、国の法律、どういう法律でその地方交付税を一律削減したのかについてもお伺いしたいと思います。
- 議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。
- 6番（仁平喜代治君） わかりません。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） わからないことを10%議員報酬を下げる根拠と仁平議員はしているんですね。そうするとつじつまが合わないですよ、言っていることが。地方交付税10%削減されたから、議員報酬も10%削減するというお話でした。それがわからないとなると、ちょっと話はでたらめな答弁をしたんですか。
- 議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。
- 6番（仁平喜代治君） ちょっと覚えておりません。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） 先ほどからいろいろ室井議員も言われていましたけれども、やはり神聖なるこの議会で、議員という立場で、村の職員の方々も大勢恐らくインターネットを通じてこのライブ中継を見ていられると思います。

そういう中で、職員の方々にもやはり我が西郷村の議員は本当に立派だと、よく内容を知って活発に議論されているということであれば、それはそれとして村の議会の権威は保てますけれども、答弁者が、みずからが言ったことをみずからが否定するような答弁でこの質疑を繰り返すということは、やはり議会の品位を傷つけますし、議會議員としての品位も傷つけると私は思います。

それで、仁平議員にお伺いしますが、地方交付税と言いましたけれども、地方交付税の算定基準というのを知っていますか。交付基準を知っていますか。

- 議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。
- 6番（仁平喜代治君） わかりません。
- 議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。
- 15番（佐藤富男君） まことに残念なんです、地方交付税の交付基準というのは、議員が当選されると、一期議員の勉強会という中で当然総務課の課長さんか誰かからお話はされたと思うんですよ。村の基準財政需要額とありますよね、基準財政収入額の75%を差し引いて足りないものが、いわゆる財政で足りないというものを国が補ってくれる、それが地方交付税という簡単なことなんです。これは習って知ってなくちゃならないし、この知らないものを今回根拠理由として議員報酬を10%削減するんだという、これは全然説得力もないし、仁平議員の質疑に対する答弁も全くこれはいただけないというか、まず論外になっちゃいますね。

それでまた、時間もあれですが、そういう中で例えば先ほど室井議員もお話しされましたけれども、白河地方の報酬審議会というものについて、何かわからないと言いましたけれども、それでは西郷村の報酬審議会というのは知っていますか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） わかりません。

○議長（鈴木宏始君） ちょっと待ってください、15番。時間なんで休憩したいんですよ。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後4時10分まで休憩いたします。

（午後3時51分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後4時10分）

◎会議時間延長の議決

○議長（鈴木宏始君） ただいま発議第13号に対する質疑の途中ではありますが、ここで時間の延長についておはかりをしたいと思います。

本日の会議時間は午後5時までとなっておりますけれども、2時間延長して午後7時までとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を午後7時までと決定いたします。

13号に対する質疑を続行いたします。

提案者、6番仁平喜代治君。（不規則発言あり）

15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今まで私が質疑したものについては、全てわからないということでございますが、白河地方の報酬審議会、これはないです。廃止しました。そのかわりに西郷村として報酬審議会をつくりました。平成十二、三年の頃かと思いますが、今現在それが生きて実際設置されているかどうか、村長はそれを審議会委員をきちんと選任して稼働しているかどうかはわかりませんが、それもわからなかったですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） わかりません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 議員報酬というのは、議員定数もそうなんです。私が議長のとときに議員定数削減が突然出てきました。そして一方的にというか、議会が大混乱を起こしたんですが、私は議員の身分というのはすごく慎重に考えていました。だから一部だけで強引に議員定数削減すべきじゃない、みんなとよく話し合っ、そして合意の上で私は議員定数削減すべきだという姿勢でいたんですが、それが一方的に突然

議員定数削減ということで強引にやられてしまって、議会は大混乱に陥りました。

そのようにですね、私は議員の身分とか議員の報酬というのは、それなりにきちんと精査をして、そして何%が適当なのかということも含めて考えて、私はこういった議案を提案すべきだと思うんです。それで実際に先ほど近隣市町村の白河市が8%、矢吹町が5%とか言いましたけれども、では、どうして西郷村だけ10%なんですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 何回も申し上げているように、近隣の各町村と合わせて10%です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ですから、近隣市町村と合わせると5%、8%、中をとって6%、7%とかという線が出てくると思うんですが、矢吹町で5%、西郷村と同等くらいの人口の町村で5%、西郷村が倍の10%というのは基準的にどういう根拠で矢吹町の倍の10%という減額率にしたんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） ですから、西郷村では職員及び特別職の給与減額、それに合わせて10%でございます。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そうしますと、矢吹町の特別職の方は5%の減額なんですか。例えば、教育長の給与は矢吹町は5%削減なんですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 矢吹町の教育長は5%です。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 矢吹町は5%、議員も5%。西郷村だけは村長提案で10%にしたんですね。どういう理由で10%になったんでしょうか。提案者は聞いていますか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） ですから、教育長も議案第67号で10%の減額でありました。あと特別職、そういう職の方の減額が10%ということで、県会議員も10%、国も10%、白河市では8%ですか、泉崎村が10%、根拠としてはそういうところに10%は合わせました。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） まさに先ほど1番議員が言われたように、各市町村の裁量権、自治権というか、そういう中でその市町村の財政規模とか財政の状況とかさまざまなことを考慮してパーセントを決めているんです。

では、なぜ西郷村は10%が適切なのかお伺いいたします。根拠をお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 根拠はだから先ほどより申し上げているように、各町村の議員や県または国、そういうところで10%にしているようなので、それに肩を並べたと

いうことです。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 今ね、矢吹町で議員が5%、教育長5%と言ったでしょう。肩を並べるなら5%じゃないですか。白河市が8%でしょ。それはその8%に肩を並べるべきではないですか。中島村は5%でしょ。中島村に合わせるなら5%にすべきじゃないですか。それがなぜ西郷村が10%なんだと。近隣市町村に合わせてって、合っていないじゃないですか。

これ以上言っても結果的には同じになりますけれども、まず根拠がないし、答弁そのものも本当に納得できない答弁です。例えば、当然これやられたんでしょうから、これ10%削減したとして、西郷村の場合、議員報酬10%削減して幾らのお金が村財政に潤うんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 議長の額は含まれておりませんが、議員だけで約2,200万円、これは職員も含めてかな。（不規則発言あり）ちょっとそれは確認していません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そういうとんでもないお話をされるとね、これこっちも質疑するほうもがっくりきちゃってね、質疑に力が入らなくなっちゃいます。せめて、やはり議会議員の報酬を10%下げたと、そしたら10%下げたらば幾らなんだぐらいのことは、最低限計算すべきでしょう。ちなみに私が計算した、単純計算ですけども、単純にいけば、24万円平均とならして、議長の報酬は高い、また副議長高いですからそれは24万円で計算したとしても、月に40万8,000円、5カ月で204万円の減額になります。それが議長、副議長の報酬が若干高いですから、超えると思います。

この二百数万円のお金はどのように使い道を考えているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） それは復興財源に充てることだと思います。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 復興財源といいますと、例えば具体的にどのような財源を言っているんですか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） ですから、交付税が減額される、地方交付税が減額されるでしょ、その減額された部分を補うために復興財源にすると。違いますか。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） わけわからないですね。地方交付税が減額される、減額されるというんですけども、これどういう理由で減額されるんですか。ちょっとその理由と金額、幾らなのかちょっと教えてください。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） この震災で大きな打撃を受けて、そのために復興のために政府

も一生懸命やっておりますが、その減額される3,300万円くらいかと聞いております。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） ちょっとこれ、意味わからないんで。3,300万円をもしも減額されたら、平成24年度の計算から言ったら、10%どころではないですよ。これ具体的にというか確実にその地方交付税が減額されるという、その理由と金額、それをしっかりとここで、恐らく村民の方々もインターネットで見ているかもしれません。そうすると間違っただけを村民に知らせてはまずいですから、しっかりとした裏づけのある話をここでしていただきたいと思います。

それともう1点は、その二百数十万円のお金、これを復興財源に入れると言っていますけれども、例えば村の歳入の中で具体的にどの、第何款の第何目に入れるのを含めてお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） 復興財源は先ほど申し上げたように震災で、今復興事業が盛んに行われている、その復興のための財源を地方で拠出するために、補うために、職員及び一般職から議員、そういうところで減額をしてそれを復興財源に充てることだと思います。（不規則発言あり）それはわかりません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） 私も時間の浪費はしたくないんですが、これは大事なことで具体的に議員報酬を下げてまで、例えば10%削減して、どうして10%かわかりませんが、削減したお金、では何に使うの、復興財源に使います、復興財源で具体的に答弁者が考えていらっしゃるものというのは、復興、復興といっぱいあると思うんです。どういう形の中でお考えになっているかということを知りたいんです。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） それはまだ確認していません。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） これでまた休議とって、村民が納得できるようにということで本当はやりたいんですけれども、時間的に浪費になっちゃいます。そして恐らく仁平議員の答弁は根拠の裏づけはないと思います。金額的なものも。

だからこれを問い詰めていくのも、私は気の毒と思うからやりませんが、ただ時間の関係もありますから。やりませんが、とにかく本当に曖昧というか本当に不備な条例改正案だと思います。

そういう中で、実は仁平議員は一生懸命汗を流しますと言いましたね、このために汗を流していくんだと、住民とともにあると今お話しされましたね。私は以前、遠い昔、こう性格ですからいろいろあって議会も混乱とかいろいろありました。そのときに、私みずから議会で私もこういったことで議会の延長させたり、混乱して申しわけなかったということで、議員報酬の10%を交通遺児激励金に私は寄附しますので減額してくださいということで1年間、私、議員報酬をみずから10%削減しました。

もし仁平議員がそのようにお考えであれば、賛成議員も当然一緒だとは思いますが、もしこの議案がいろいろあって採決の結果、否決されてしまったというとならば、仁平議員は住民ともに汗を流せなくなりますね。そうすると本気な思いならばみずからがこの10%削減をして村のほうに復興財源に充てることができますから、みずから今回の発議13号がどのような形でも、みずからそのような形で減額するという意思はありますか。

○議長（鈴木宏始君） 提案者、6番仁平喜代治君。

○6番（仁平喜代治君） それは責任を持って私一人でもやりますから。ほかにご確認ください。

○議長（鈴木宏始君） 15番佐藤富男君。

○15番（佐藤富男君） そのような形で、汗を流していただきたいと思います。私は議員報酬のわずか2万円ではなくて、2万円以上に放射能対策特別委員会の問題、除染の問題、また議会議員の村民のいろいろな問題について、汗を流しています。

本当に毎日毎日パソコンに向かって、百条委員会の勉強もしましたし、放射能対策の問題、村民と対話集会の問題、損害賠償の問題、全部今一生懸命にやっています。だから私はここで2万円、3万円の減額云々以上に、私は逆にもっと報酬をいただきたいくらいの気持ちなんです。だけど現状のままで私は一生懸命お金ではなくて、体で、行動で汗を流してまいります。そういうことです。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

6番仁平喜代治君、自席にお戻りください。

これより採決を行います。

発議第13号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手少数であります。

よって、発議第13号は否決されました。

◎発議第14号に対する質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第5、発議第14号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第14号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出」について、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、発議第14号は原案のとおり可決されました。

◎放射能対策特別委員会中間報告

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第6、放射能対策特別委員会に付託中の件について、委員会の中間報告を求める件を議題とします。

おはかりします。

放射能対策特別委員会の中間報告を求めたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。したがって、放射能対策特別委員会の中間報告を求めることに決定しました。

放射能対策特別委員会委員長、佐藤富男君。

15番佐藤富男君。

○放射能対策特別委員長（佐藤富男君） 15番。それでは放射能対策特別委員会委員長報告を申し上げます。

西郷村議会放射能対策特別委員会の平成25年6月定例議会以降の活動報告を申し上げます。

若干長くなりますが、ご了承願います。

6月28日、第23回放射能対策特別委員会を開催しました。審議事項については、仮置き場についてであります。

6月定例議会で問題になりました、フレコンパックやグランディ那須白河の仮置き場を視察してまいりました。この際に、仮置き場の除染状況が村や環境省の除染マニュアルとの整合性について非常に疑問が多いと多くの委員からお話がありました。

そういうことで、今後も慎重に調査をしていく必要があるということで一致いたしました。

7月11日、第24回放射能対策特別委員会を開催しました。前回視察しましたグランディ那須白河の仮置き場についてと今後の除染について協議をいたしました。

7月19日、第25回放射能対策特別委員会を開催しました。東京から福田健治弁護士と江口智子弁護士を招いて西郷村民の原子力損害賠償について勉強会を行いました。

また参議院選挙の際に、ある候補者から発せられた、西郷村民の健康状態についての対応策も協議いたしました。この問題については総務課長に一任としましたが、いまだに回答は得られていません。

そのほか除染について審議をいたしました。またこのほかに東京電力に対する損害

賠償について協議をいたしました。本委員会の委員の意見がまとまらず、委員長裁断により、委員会内に損害賠償に関する促進部会と慎重に協議をする部会の2つの部会を設置することを決めました。

そして各部会で協議し、部会の代表者を委員長に報告するようにとのことで、本委員会を閉じましたが、今のところ促進部会のみからの代表者の報告にとどまっています。なお、促進部会の委員長から部会活動の報告が委員長宛てに届いておりますので、委員長報告後に皆様にご報告を申し上げたいと思います。

9月17日、第26回放射能対策特別委員会を開催しました。6月定例議会で本委員会に付託されました除染にかかわるフレコンパックの件とグランディ那須の除染にかかわる問題について審議をいたしました。その結果、継続して調査をしていくことになりました。

また、西郷村民の損害賠償申し立てについても審議しましたが、今後心配される時効の問題と賠償申し立ての方法などをもっと勉強していくことで一致を見ました。

最後に、委員長が本委員会の村民への広報紙の発行と第2回村民との対話集会を10月末から11月上旬に行うことを提案し、全会一致でこれが承認されました。

以上が6月定例議会後の放射能対策特別委員会の活動報告であります。

今後も放射能対策について、本委員会ができる限り最善の活動を通じて、西郷村民の皆様、そして子どもたちのために積極的に汗を流してまいりますことを報告し、委員長報告といたします。

次に、村民の損害賠償請求等にかかわる促進部会の活動報告を上田委員長から委員長宛てに来ておりますので、この内容についてご報告申し上げます。

村民の損害賠償請求等にかかわる促進部会の活動について下記のとおりご報告いたします。

記。

平成25年7月19日に開催された西郷村議会放射能対策特別委員会の会議において、村民の損害賠償請求等にかかわる促進部会の設置が決まりました。

7月23日火曜日、議員控室において鈴木宏始議長、大石雪雄副議長、佐藤富男放射能対策特別委員会委員長、高木信嘉放射能対策特別委員会副委員長、室井清男委員、後藤功委員、上田秀人委員、藤田節夫委員が出席し、小林重夫委員と鈴木勝久委員は欠席されましたが、そのもとで会議を開催し、部会の名称を「村民の損害賠償請求等にかかわる促進部会」と正式に決定し、部会長に上田秀人委員、副部会長に後藤功委員を選任し、本部会活動の目的として、損害賠償の時効中断を求めること、ADRに対しての考えを中心に損害賠償請求を促進すること、子ども・被災者支援法の早期具体化を求めることと決定いたしました。

今後の具体的な行動として、陳情活動、国会議員への要請活動を行うこと、ADRについて福田弁護士へ相談すること、村民に対しアンケートの実施をすること、方法として返信はがきで回答付きのアンケートを新聞折り込み回答してもらう、次回の部会を7月30日火曜日午前10時から開くこと。そして協議事項としてアンケートの

内容確認、ADRについて、陳情日程の調整について、そのほかの件についての4件と決定し、会議を閉じました。

7月30日火曜日午前10時より、議員控室において、鈴木宏始議長、大石雪雄副議長、佐藤富男放射能対策特別委員会委員長、高木信嘉放射能対策特別委員会副委員長出席のもと、全員出席で会議を開催し、全員と言いましても促進部会のメンバーでございます。アンケートの内容について協議、決定し配布に伴う新聞折り込みの費用。8月11日、印刷など一連の作業内容等の確認を行い、決定をいたしました。福田弁護士と相談することを確認し、福田弁護士に連絡し弁護士の予定に合わせて相談日を決定することと決定いたしました。

また、次回の会議を8月22日木曜日午前10時から開催すること、協議事項として、アンケートの集約を行うこととして会議を閉じました。

8月22日木曜日午前10時より、議員控室において鈴木宏始議長、大石雪雄副議長、佐藤富男放射能対策特別委員会委員長、高木信嘉放射能対策特別委員会副委員長出席のもと、全員出席で会議を開催し、アンケートの集計結果について協議を行い、アンケートの結果については村民へ返すことを確認しました。9月4日に福田健治弁護士のもとへ相談に行くことを決定し、相談内容としてはアンケートの結果に基づき、今後の対応について、子ども・被災者支援法の早期実現のために陳情活動の進め方についてなどとししました。

また、被ばくに関する検査の継続、子どもについては年2回の検査の実施、集団検診の実施について検討していく、調査の実施の必要性などこれら全てが今後の資料としての必要性があることを確認いたしました。

子ども・被災者支援法の早期実現のために陳情活動を行う、福田健治弁護士との面談時に音声録音の許可をもらい、部会活動の記録として保管することを確認しました。荒井広幸参議院議員に子ども・被災者支援法の早期実現のために陳情活動を行い、子ども・被災者支援法について進捗状況などについて伺うことを確認いたしました。

9月4日水曜日午後1時半より、東京・参議院議員会館2階会議室において、荒井広幸参議院議員より子ども・被災者支援法や放射能の国際基準対応などについて説明を受けました。

午後3時より、早稲田リーガルコモンズ法律事務所におきまして福田健治弁護士、江口智子弁護士よりADR関係について相談、今後の対応についてアドバイスを受けました。

9月9日月曜日午後12時30分より、鈴木宏始議長、大石雪雄副議長、佐藤富男放射能対策特別委員会委員長、高木信嘉放射能対策特別委員会副委員長出席のもと、全員出席で会議を開催し、佐藤富男放射能対策特別委員会委員長に対する報告書のまとめを行い、子ども・被災者支援法に関する意見書の提出、ADRに関する費用、方法など具体的に確認し、進めることを確認しました。

以上、平成25年7月19日から同年9月9日までの活動報告とします。

村民の損害賠償請求等にかかわる促進部会部会長、上田秀人。副部会長後藤功、委

員室井清男、小林重夫、藤田節夫、鈴木勝久。

以上のような、促進部会長からの報告が委員長宛てに参っております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策特別委員会委員長報告が終わりました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第7、請願・陳情に対する委員長報告を求めます。

はじめに、請願第1号、陳情第6号に対する文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、藤田節夫君。

○文教厚生常任委員長（藤田節夫君） 4番。文教厚生常任委員長審査報告をいたします。

本定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願1件、陳情1件につきましては、9月9日本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席のもと委員会を開催し審査をいたしました。

慎重審議の結果、請願第1号「3年間2.5%の年金引き下げ反対に関する請願」につきましては、採択すべきものと決しました。

また、陳情第6号「違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書」につきましては、継続審査と決しました。

以上、ご報告いたします。

○議長（鈴木宏始君） 委員長の報告が終わりました。

はじめに、請願第1号の委員長報告に対する質疑を許します。

5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 失礼いたしました、取り消します。

○議長（鈴木宏始君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

次に、陳情第6号の委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

陳情第6号に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(鈴木宏始君) 挙手全員であります。

よって、陳情第6号は継続審査とすることに決定しました。

続いて、陳情第7号に対する総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、秋山和男君。

○総務常任委員長(秋山和男君) 7番。総務常任委員長審査報告をいたします。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、9月9日本会議終了後、第二会議室におきまして全員出席のもと委員会を開催し審査をいたしました。

慎重なる審議の結果、陳情第7号「国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める陳情書」につきましては、不採択とすべきものと決しましたので、ここに報告いたします。

○議長(鈴木宏始君) 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決することにご異議ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(鈴木宏始君) 異議なしと認めます。

皆さんにご連絡いたします。これより陳情第7号に対する採決を行います。委員長の報告は不採択とすべきものであります。会議規則第81条により表決をとろうとするときは、問題を可とするものを起立させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告するとなっています。いわゆる、可を諮る原則です。

したがって、これよりの採決は採択することに賛成議員の挙手を求めることとなりますので、委員長報告のとおり、不採択に賛成の方は挙手をしないこととなりますので、ご注意願います。

◎休憩の宣告

○議長(鈴木宏始君) 暫時休憩いたします。

(午後4時49分)

◎再開の宣告

○議長(鈴木宏始君) 今の説明でおわかりでしょうか。よろしいですか。

それでは、再開いたします。

(午後4時50分)

○議長（鈴木宏始君） これより採決を行います。

陳情第7号に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

したがって、原案に対して採決します。

本陳情は採択することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（鈴木宏始君） 挙手少数であります。

よって、陳情第7号は委員長報告のとおり不採択と決定しました。

◎追加日程の議決

○議長（鈴木宏始君） ここで、発議2件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

発議を配付します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 暫時休憩をします。

（午後4時50分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後4時52分）

○議長（鈴木宏始君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） それでは、追加提案されました、発議2件につきましては、日程第7の次に、追加日程第1、発議第15号、追加日程第2、発議第16号といたしますのでご了承願います。

それでは、追加日程第1、発議第15号はただいま採択されました請願に伴う意見書提出の議案でありますので、提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 発議第15号に対する質疑並びに討論につきましても省略し、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

これより採決します。

発議第15号「3年間2.5%の年金引き下げ計画を実施しないことを求める意見書の提出」について、原案のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、追加日程第2、発議第16号「子ども・被災者支援法の幅広い適用と具体的な施策の実施を求める意見書の提出」について、提案理由の説明を求めます。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 12番。発議第16号「子ども・被災者支援法の幅広い適用と具体的な施策の実施を求める意見書の提出」について、提案理由の説明をさせていただきます。

子ども・被災者支援法の正式な名称においては、東京電力福島第一原子力発電所で、地震後発生をした原子力発電所の事故後に超党派の国会議員による議員立法により正式な名称として、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」という法律でございます。

こういう法律が整備されたわけでございます。この法律について幅広い適用と具体的な施策の実現を求めるために、本意見書を賛成議員連署の上に提出するものでございます。

ご審議の上、ご議決いただきますようお願いをいたしまして提出の理由といたします。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまの提案について質疑を許します。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） この問題等につきましては、子ども・被災者支援法というカップはできておるようなものの、まだまだ中身が詰まっていないというのが、今大きな問題でございますので、この中身の整備、詰められるよう強く要望することをその意見書につけ加えて出していただければ幸いと思っておりますので、その辺の取り扱いをよろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 16番の質疑にお答えをしたいと思います。

今回皆さんのお手元に配付いたしました意見書案のほうを見ていただくと、記といたしまして、1から6項目ほど記載をさせていただきました。基本方針案に被災者の声を実質的に反映すべき広聴会を開催することから始まりまして、6の避難し続ける権利を保障することということで、6件ほど挙げさせていただきました。

この6項目の中に、今16番議員のほうからお話があった、全てが私は含まれるものというふうに考えております。

この案文を作成するに当たっては、弁護士会のほうの文書とか等々いろいろなものを見せていただいて、参考にさせてこの意見書をまとめさせていただきましたので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） そのほか質疑ございませんか。
（「なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 質疑なしと認めます。
討論を行います。

（「なし」という声あり）
討論なしと認め、討論を終結いたします。

発議第16号「子ども・被災者支援法の幅広い適用と具体的な施策の実施を求める
意見書の提出」について、賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。
よって、発議第16号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規
定により、議員の派遣について議会の議決を求めるものです。

おはかりいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。
よって、議員を派遣することに決定いたしました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第9から日程第14までの各委員会の閉会中の所管
事務及び所掌事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務
及び所掌事務調査について閉会中の継続審査の申し出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成議員の挙手を求
めます。

（挙手全員）

○議長（鈴木宏始君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたし
ました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（鈴木宏始君） 続いて、日程第15、例月出納検査の結果報告を求めます。

代表監査委員、鈴木光明君。

○代表監査委員（鈴木光明君） 例月出納検査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

平成25年5月期から平成25年7月期までの3か月間の例月出納検査の結果につ

きましては、お手元に配付したとおりでありますので、ここにご報告申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 報告が終わりました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本会議中、誤読などによる字句、数字の整理、訂正につきましては、議長に委任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理、訂正等につきましては、議長に委任いただくことで決しました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木宏始君） 会議を閉じます。

本定例会は、会議に付された事件を全て議了いたしました。

ここで、おはかりいたします。

本定例会は、会期が今月18日までとなっておりますが、本日をもって閉会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会を本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木宏始君） これをもちまして、平成25年第3回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後5時02分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年10月7日

西郷村議会 議長 鈴木 宏 始

副議長 大石 雪 雄

署名議員 仁 平 喜代治

署名議員 秋 山 和 男

